

# 地域作業所工賃取扱要綱

ここに定める内容は、特定非営利活動法人 でっかいそら（以下「法人」という）が運営する、地域作業所 天 と てんてん の通所者が日中活動の対価として得る工賃の取り扱いについて定めたものです。

## 第1条 対象施設

工賃の支払い対象となる施設は、以下の通りです。

(1) 住所 横浜市旭区鶴ヶ峰本町1-39-25

名称 地域作業所 天

(2) 住所 横浜市泉区和泉町4275-12

名称 地域作業所 てんてん

## 第2条 工賃支払対象者

工賃の支払対象者となる方は、上記施設に利用申込を提出し法人の決裁を受けた後、通所することが決まっている方とする。

## 第3条 支払い対象期間

工賃の計算は、工賃支給月の前月初日から月末までに入金された、作業収入を計算する。

## 第4条 工賃支払日

工賃は、毎月、10日に現金で通所者本人に支給する。但し、支給日が作業所の休日となった場合は、前営業日に変更する。

## 第5条 工賃の構成

対象者に支給する工賃の構成は、別表1に定める内容の合計金額とする。

## 第6条 遅刻の取り扱い

1日の中で30分遅刻した場合は、午前・午後の基本給を対象となる時間帯に限り100円とする。また、1時間以上遅刻した場合は、午前・午後の対象となる時間帯に限り0円とする。

## 第7条 作業内容

地域作業所 天及びてんてんで基本給の他に工賃が発生する作業は以下の通りです。

仕出し弁当作り・横浜市協働事業・横浜市委託事業・請負作業・チラシ配布作業

自主製品制作及び販売等

## 第8条 工賃の取り扱い

様々な事由により作業量が増減した場合は、法人と作業所で協議し利用者の方々に説明し同意を得たうえで支給金額を増減させる場合がある。

## 第9条 賞与の取り扱い

作業収入に変動があまりない場合は、7月と12月に賞与の支給を行う。賞与支給の有

無は対象月の1か月前に通所者に口頭で行う。

夏季賞与は、12月から5月の出勤日数×30円 冬季賞与は、6月から11月の出勤日数×30円を工賃とは別に支払う。

#### 第10条 工賃収入からの控除

第3条に定める期間の作業収入から、作業に必要な原材料費等の必要経費を差し引いた金額を支給対象収入とする。

別表1

評 価	基 準	評 価 金 額
基本給	日中活動に参加することを前提として考え、基本給として以下の基準を定める。 午前9時45分に作業所に居て、午後12時まで活動した場合 200円支給。 午後13時から午後16時00分まで活動した場合 200円支給。 上記の時間帯の1日を通して活動した場合は、400円を支給。	午前 200円 午後 200円 1日合計 400円
皆勤手当	工賃支払い対象期間内に1日も休まず、遅刻早退等をしなかった場合支給する。 個々の通所日数による差は、月10日以内はA、月11日以上をBとする。	A 月額 1,000円 B 月額 2,000円
作業手当	日中作業に前向きに取り組めた場合に一日ごとに支給する。 「天」と「てんてん」では作業内容に大きな差があるため金額に差があります。	地域作業所 天 日額 100円 地域作業所 てんてん 日額 50円
残業作業		30分 50円

平成25年12月1日より施行する。